

高校生相当※のお子様がいらっしゃるご家庭へ

※詳細は裏面「3.対象児童」を参照

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 （「先行給付金」及び「追加給付金」）のご案内



- 子育てへの臨時特別給付金（「**先行給付金**」及び「**追加給付金**」※それぞれ児童1人当たり5万円）は、子育て世帯の生活を支援するための給付金です。
- 高校生相当のお子様分の子育て世帯への臨時特別給付金を受給するには、**申請が必要な場合**があります。
- 以下のフローチャートを参考に、該当する方は、お住まいの市町村に申請手続きをしてください。

※お住まいの市町村によっては、5万円相当のクーポンで支給される場合があります。

高校生相当のお子様の他に、中学生以下のお子様を養育していますか？
（令和3年9月分の児童手当がお住まいの市町村より給付されていますか？）



支給要件を満たす場合、
基本的に申請は不要です！

- ※ 児童手当を受給している方は、既に給付金を支給済みです。（一部、申請が必要な方〔公務員等〕を除く。）
- ※ 原則、児童手当の口座に振り込まれております。
- ※ お住まいの市町村によっては、先行給付金と追加給付金が別々に振り込まれることがあります。



支給要件を満たす場合、
お住まいの市町村で
申請を行ってください！！

詳しくは裏面参照

※ 申請の受付期間や受付方法等は市町村によって異なりますので、お住まいの市町村に御確認ください。

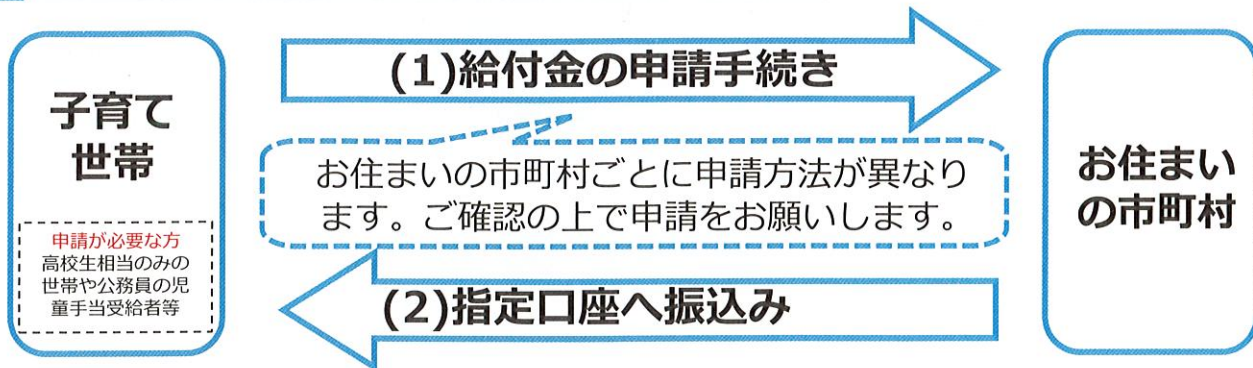
■ 内閣府 コールセンター

0120-526-145（受付時間：平日9:00～20:00）

詳しい申請方法は、お住まいの市町村の「子育て世帯生活支援特別給付金担当窓口」までお問い合わせください。

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。

1. 支給手続



2. 支給額

先行給付金：児童1人当たり 一律 **5万円**

追加給付金：児童1人当たり 一律 **5万円** (一部市町村ではクーポン支給)

3. 対象児童

次に記載する児童が対象になります。ただし、児童手当の所得制限を超過した「特例給付」※1 に該当する方は対象となりません。

- ① 令和3年9月分の児童手当の支給対象となる児童
- ② 令和3年9月30日時点で保護者に監護されている高校生相当※2 (平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ) の児童 (保護者の所得が児童手当の支給対象となる場合)
- ③ 令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童 (新生児)

※1 特例給付とは

父母いずれかの所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合に児童手当の代わりに支給。中学生以下1人5千円/月

※2 高校に在学していない社会人等の方も対象です。婚姻している方は対象外です。

4. 支給対象者

上記に記載のある児童の保護者のうち、**生計を維持する程度の高い者**に支給されます。(児童手当受給者もしくはそれに準ずる対象者)

こんなときはどうなるの？



Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に住所地市町村から振り込まれます。ご不明な点があれば、中学生以下の児童がいるご家庭は10月に児童手当を支給した引越前の市町村に、高校生相当のみのご家庭は9月30日時点での住所地市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者 (DV加害者) が受けている場合についても、お住まいの市町村で給付金の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。
子育て世帯への臨時特別給付金については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

子育て世帯への臨時特別給付金に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。
ご自宅や職場などにお住まいの市町村から問い合わせを行うことがありますが、ATM (現金自動預払機) の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐにお住まいの市町村の窓口又は最寄りの警察署 (または警察相談専用電話 (#9110)) にご連絡ください。

